

福岡介護福祉専門学校 実務者研修 情報

1 名称	福岡介護福祉専門学校 介護福祉士実務者研修					
2 位置	福岡県福岡市博多区千代1丁目30番25号					
3 設置者 (名称・所在地)	名称	社会福祉法人 敬愛園				
	住所	福岡県福岡市博多区千代1丁目1番55号				
4 設置年月日	令和2年7月1日					
5 種類等	種類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修業 年限	
	第2号養成施設(養成施設指定規則第7条の2) (昼間課程・夜間課程・ 通信課程)	40	1	40	6ヶ月	
6 開講期間	令和2年7月1日～令和2年12月31日					
7 養成施設の 長の氏名	小笠原 靖治		8 事務職員 の氏名	入江 美晴		
9 専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
	◎小笠原 靖治	47	・人間の尊厳の 自立 ・社会の理解 I. II ・介護課程III	社会福祉士 介護福祉士	(1)	1
	古賀 由利子	45	・コミュニケーション技術 ・生活支援技術 I. II	介護福祉士		2
	谷 智泉	49	・発達と老化の 理解 I. II ・こころとからだのしくみ II ・医療的ケア	看護師		3
	河邊 隆二	46	・介護課程 I. II ・認知症の理解 I. II	介護福祉士		4
10 介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員	小笠原 靖治	47	・介護課程Ⅲ	介護福祉士 社会福祉士		
11 医療的ケア を担当する教	谷 智泉	49	・医療的ケア	看護師	(1)	

員						
12 その他の教員	平 絹代	68	・介護の基本 I. II ・こことから だのしくみ I	介護福祉士		
	前田 もえみ	39	・障害の理解 I. II	介護福祉士		

13 開講科目	指定規則上の科目名 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあつては実施先の名称
	人間の尊厳と自立 (5)	5	
	社会の理解 I (5)	5	
	社会の理解 II (30)	30	
	介護の基本 I (10)	10	
	介護の基本 II (20)	20	
	コミュニケーション技術 (20)	20	
	生活支援技術 I (20)	20	
	生活支援技術 II (30)	30	
	介護過程 I (20)	20	
	介護過程 II (25)	25	
	介護過程 III	45	

	(45)						
	発達と老化の理解Ⅰ (10)	10					
	発達と老化の理解Ⅱ (20)	20					
	認知症の理解Ⅰ (10)	10					
	認知症の理解Ⅱ (20)	20					
	障害の理解Ⅰ (10)	10					
	障害の理解Ⅱ (20)	20					
	こころとからだのしくみⅠ (20)	20					
	こころとからだのしくみⅡ (60)	60					
	医療的ケア (50) + 演習 (8)	50					
	合計 (450)	458時間					
14 建物	土地面積 877.22 m ²	教室等の 名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)
		教室 1	66.06 m ²		介護実習室	88.97 m ²	
		教室 2	66.11 m ²		入浴介護実習室	66.43 m ²	
	建物延面積 944.42 m ²	教室 3	66.20 m ²		就職相談室	14.65 m ²	
		家政実習室	67.88 m ²		図書室	22.49 m ²	
		教務事務室	35.28 m ²		和室	14.44 m ²	
		非常勤講師室	7.2 m ²		倉庫 1	11.28 m ²	
		保健室	14.65 m ²		倉庫 2	7.47 m ²	
		応接室	12.97 m ²		倉庫 3	4.65 m ²	
		実習準備室	16.23 m ²		トイレ	332.12 m ²	

		コミュニティーホール	39.33 m ²		廊下 階段		
	152.64 m ²	アットホーム福岡 地域交流ホール	152.64 m ²				
15 教育用 機械 器具 及び 模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ			2 体 1 体 8 床 1 台 6 台 18 台 2 槽 2 個 24 個 12 本 8 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	5 器 8 台 1 式 3 式 3 式 9 台 3 体 3 体 2 式 1 体	
16 面接 授業	施設名及び施設 種	氏名（法人に あつては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員	
	福岡介護福祉 専門学校	社会福祉法人 敬愛園	平成 16 年 8 月 18 日	福岡市博多区千代 1 丁目 30 番 25 号	40	小笠原 靖治	

(注 1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注 2) 6 の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1 年間に複数回実施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

(注 3) 7 の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあつては設置者の長の氏名を記載すること。

(注 4) 9 の教務に関する主任者、10 の面接授業を担当する教員及び 11 の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注 5) 9 の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第 7 条の 2 第 1 項ホ (1)、(2)、(3)、(4)、(5) のうち該当する条項を記入すること。(例 (1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注 6) 10 の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。

また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあつては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。

福岡介護福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（目的）

第1条 介護福祉に関する専門的な知識・技術の修得及び尊厳と自立を支える倫理観を醸成することによって、介護福祉の担い手として活躍し得る人材を育成し、地域福祉に貢献することを目的とする。また介護福祉士国家試験合格のための支援を行う。

（名称）

第2条 本研修の名称は、福岡介護福祉専門学校 介護福祉士実務者研修とする。

（位置）

第3条 本研修は、福岡介護福祉専門学校（福岡市博多区千代1丁目30-25）におく。

（研修会場）

第4条 研修会場は、下記の2会場とする。

1) 福岡介護福祉専門学校

福岡市博多区千代1丁目30-25

2) アットホーム福岡

福岡市博多区千代1丁目1-55

（修業年限）

第5条 修業年限は6か月とする。なお、6か月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を最大1年間延長して修学することができる。

（定員及び学級数）

第6条 受講定員は1回あたり40名、1学級とする。

（養成課程）

第7条 介護福祉士実務者研修（通信課程）とする。

(履修方法)

第8条 履修方法は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

2 受講期間は、原則として開講日から修了日までを6ヶ月とする。ただし、既に次の研修を修了した者については、受講期間が1ヶ月以上あって、且つ 修了基準を満たした場合には修了認定できるものとする。

- 1) 訪問介護員養成研修(1～2級)
- 2) 介護職員初任者研修
- 3) 介護職員基礎研修
- 4) その他上記に掲げる課程に準ずる課程

(教育課程及び時間数)

第9条 授業時間数は、下記の通りとする。

科 目	実務者研修 の時間数	介護職員初 任者研修 修了	ホームヘル パー2級 資格	ホームヘル パー1級 資格	介護職員基 礎研修修了
人間の尊重と自立	5	—	—	—	—
社会の理解Ⅰ	5	—	—	—	—
社会の理解Ⅱ	30	30	30	—	—
介護の基本Ⅰ	10	—	—	—	—
介護の基本Ⅱ	20	20	—	—	—
コミュニケーション技術	20	20	20	—	—
生活支援技術Ⅰ	20	—	—	—	—
生活支援技術Ⅱ	30	—	—	—	—
介護過程Ⅰ	20	—	—	—	—
介護過程Ⅱ	25	25	25	—	—
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45	45	45	45	—
発達と老化の理解Ⅰ	10	10	10	—	—
発達と老化の理解Ⅱ	20	20	20	—	—
認知症の理解Ⅰ	10	—	10	—	—
認知症の理解Ⅱ	20	20	20	—	—
障害の理解Ⅰ	10	—	10	—	—
障害の理解Ⅱ	20	20	20	—	—
こころとからだのしくみⅠ	20	—	—	—	—
こころとからだのしくみⅡ	60	60	60	—	—
医療的ケア	50	50	50	50	50
医療的ケア演習	8	8	8	8	8
合計	450 時間＋ 医療的ケア 演習	450 時間＋ 医療的ケア 演習	450 時間＋ 医療的ケア 演習	450 時間＋ 医療的ケア 演習	450 時間＋ 医療的ケア 演習

(学年)

第10条 学年は、6か月毎とし、1学年とする。

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認められる場合には、休業日を変更することがある。

- 1) 年末年始 12月29日～1月3日
- 2) 夏季休業 8月13日～8月15日
- 3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 4) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことが出来ないと学校長が認める日。

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学級の開講日とする。

(入学資格)

第13条 入学資格は下記の条件を満たす者とする。

- 1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- 2) 福岡県及びその近郊に在住している者

(受講者の選考)

第14条 受講選考は次のとおりとする。

- 1) 指定の申込用紙に必要事項を記載し、期日までに申込んだ者
- 2) 書類選考に合格した者

(受講手続)

第15条 受講の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 書類選考により受講を決定後、受講決定通知書を本人へ通知する。
- 2) 受講決定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

3) 受講料は受講決定通知が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、学校長は受講辞退として取り扱う事ができる。

4) 事前の連絡なく受講生が納入を期日までにしない場合、学校長は受講を取り消すことができる。

(受講申込締切)

第 16 条 申込締切日は開講日の 2 週間前とする。ただし、申込締切日以降でも募集定員に達していない場合は、学校長の判断により申込を受け付けることができる。

(受講の決定)

第 17 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講料の返還)

第 18 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は法人規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は 受講予定者負担とし、事務手数料として返還額から 2,000 円を徴収する。

辞退を申し出た日	返還日
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 19 条 受講生の本人確認は、受講申込受付または初回の講義時に、受講決定通知書及び写真付きの身分証明書（運転免許証等）により確認する。

(休学)

第 20 条 受講生が、疾病その他やむを得ない事由により休学する場合は、休学願いを提出し学校長の承認を得なければならない。

(復学)

第21条 前条の者が復学しようとするときは、復学願いを提出し、学校長の承認を得なければならない。

(退学)

第22条 受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した退学願を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

(修了認定方法)

第23条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

- 1) 通信学習は、提供される添削問題を期日までに提出し、合格すること。
- 2) 面接授業（介護過程Ⅲ）は、全の講義に出席し、実技の評価で合格すること。
- 3) 医療的ケア（演習）の評価については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」に準じて評価し、一定の基準に達すること。
- 4) 修了評価及び受講態度を総合的に評価する。
評価基準は、A：80点以上、B：70～79点、C：60～69点、D：60点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講生が修了者として認められる。
- 5) 面接授業（介護過程Ⅲ）及び医療的ケア（演習）で不合格の場合は、再試験を設ける。
再試験を受験する場合は、受験料2,000円納入すること。

(修了証明書の発行)

第24条 修了を認定された者は、学校長において修了証明書を発行する。

(修了証明書の再交付)

第25条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として、1,000円（消費税込）を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が養成施設に来校するものとする。

(通信学習の実施方法)

第26条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- 1) 学習方法 受講生は当研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。
- 2) 評価方法 各科目の提出された問題（レポート含む）を添削し、評価する。評価基準は A：80 点以上、B：70～79 点、C：60～69 点、D：60 点未満の 4 段階で、C 以上の評価の受講生を合格とする。
- 3) 個別学習への対応 個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送、電子メールあるいはファックスで受付し、担当講師が回答する。

（介護過程Ⅲにおける面接授業の実施方法）

第 27 条 面接授業は次の方法で実施する。

- 1) 面接授業は指定された日に指定された会場にて行う。出席を確認するため、受講者は受講決定通知を持参する。
 - 2) 面接授業に出席するためには、学校長の定める期日までに通信学習を修了していることが条件である。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し、指導教員の報告に基づき、総合的成績を評価する。

（補講について）

第 28 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる授業料については、1 日につき 5,000 円（消費税込）を受講者の負担とする。

（受講料）

第 29 条 受講料は次のとおりとする。（税込・テキスト代別）

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	130,000 円
介護職員初任者研修修了	80,000 円
ホームヘルパー2 級資格	80,000 円
ホームヘルパー1 級資格	70,000 円
介護職員基礎研修修了	30,000 円

(教員組織)

第30条 以下の教員を置く

- 1) 学校長
- 2) 教務に関する主任
- 3) 介護過程Ⅲ担当教員
- 4) 医療的ケア担当教員
- 5) その他の教員
- 6) 事務職員

(賞罰)

第31条 賞罰については次のとおりとする。

- 1) 特に優秀な受講生については表彰する場合がある。
- 2) 次の事由に該当する場合、退学とする。
 - (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
 - (2) 受講意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者
 - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
 - (5) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由によって、養成施設長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(個人情報の保護)

第32条 本研修で知り得た情報については、必要最小限の範囲で取り扱い、研修以外の目的では使用しない。個人情報保護の方針に則り、秘密保持には十分な管理を行い、適切な取り扱いを徹底する。

(附則) この学則は、令和2年7月1日より施行する。